



倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 1 日

倉吉市教育委員会



倉吉市教育委員会規則第 3 号

倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成 13 年倉吉市教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（開館時間及び休館日） 第 8 条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。 （1） 略 （2） 休館日は、次のとおりとする。 ア～ウ 略 エ 特別資料整理期間（<u>毎年度</u> 1 回 10 日以内とする。） （貸出しの手続） 第 17 条 利用者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、当該図書館資料に添えて、利用者カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（<u>図書館資料の貸出しを受けるためにあらかじめ登録をしたものに限る。</u>）を提示しなければならない。	（開館時間及び休館日） 第 8 条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。 （1） 略 （2） 休館日は、次のとおりとする。 ア～ウ 略 エ 特別資料整理期間（<u>毎年</u> 1 回 10 日以内とする。） （貸出しの手続） 第 17 条 利用者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、当該図書館資料に利用者カードを添えて申し込まなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。